

平成 25 年 4 月 1 日

お客様各位

「経営革新等支援機関」の認定取得について

郡山信用金庫は、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けましたのでお知らせいたします。

中小企業経営力強化支援法は、多様化した中小企業の経営課題に対応するため、専門性の高い支援を行うことを目的として創設されたもので、金融・税務及び企業財務等に関し専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を支援機関として認定し、支援の担い手を多様化・活性化させ、専門性の高い支援体制を整備することとしています。

当金庫は、経営革新等支援機関として、中小企業のお客様からの相談等に積極的に対応し、より一層のコンサルティング機能発揮に取り組み、地元の活性化に努めてまいります。

記

1. 認定日

平成 25 年 3 月 21 日（木）

2. 経営革新等支援機関の支援業務具体例

金融・財務支援、創業支援、事業計画作成支援、経営改善計画作成支援等

3. 経営革新等支援業務窓口

全営業店の融資窓口、審査管理部経営支援課（本部）

4. 経営革新等支援機関認定の具体的な効果

- ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家派遣等
- ②信用保証協会「経営力強化保証制度」による支援

以上

